

#### 4 犬は放し飼いにしないでください

柵で囲まれた敷地内あるいは室内など人に迷惑を及ぼすことのない場所を除いて、犬の放し飼いはしないでください。

#### 5 犬が逃げたり、迷子にならないようにしてください

犬が逃げたり迷子になると、犬や周りの人が危険にさらされるだけでなく、環境へも被害を及ぼすことがありますので、逸走や迷子防止の対策をとりましょう。

#### 6 犬のふん尿その他の汚物は適正に処理してください



#### 7 繁殖を希望しない場合は、不妊・去勢手術等の繁殖制限をしましょう

#### 8 人と動物との共通感染症について正しい知識をもち、感染防止に努めましょう



#### ● 飼い犬が人をかんだときは・・・

飼い犬が人をかんでしまったときは、すぐに保健所等へ届けてください。

#### ● 飼い犬がいなくなったときは・・・

飼い犬が逃げってしまったときは、すぐに保健所と警察署へ届けてください。

#### ● 飼えなくなったときは・・・

まず、適正に飼養できる新しい飼い主を探してください。やむをえず、どうしても飼えなくなった場合は、最寄りの保健所へご相談ください。

#### 動物の愛護及び管理に関する相談窓口

保健所名及び電話番号	担当区域
岐阜保健所 058-380-3003	羽島市、各務原市、岐南町、笠松町
本巣・山県センター 058-213-7268	山県市、瑞穂市、本巣市、北方町
西濃保健所 0584-73-1111(代)	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐センター 0585-23-1111(代)	揖斐川町、大野町、池田町
関保健所 0575-33-4011(代)	関市、美濃市
郡上センター 0575-67-1111(代)	郡上市
可茂保健所 0574-25-3111(代)	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃保健所 0572-23-1111(代)	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那保健所 0573-26-1111(代)	中津川市、恵那市
飛騨保健所 0577-33-1111(代)	高山市、飛騨市、白川村
下呂センター 0576-52-3111(代)	下呂市
岐阜市保健所 058-252-7195	岐阜市
岐阜県動物愛護センター 0575-34-0050	

## 犬の飼い主の方へ



飼い主になるということは  
全てに責任を持つことです!

### 命を預かる責任

- 快適で安全な環境を提供する責任
- 命を終えるまで飼い続ける責任
- 老いに向き合う責任

### 社会に対する責任

- ルールやマナーを守る責任
- 人に危害を及ぼさない責任
- 周辺地域を汚したり迷惑をかけない責任
- 自然環境に影響を及ぼさない責任

### 岐阜県動物愛護推進協議会

岐阜県動物愛護推進協議会とは・・・  
岐阜県、岐阜県動物愛護センター、岐阜市、  
(公社)岐阜県獣医師会、岐阜大学応用生物科学部、  
岐阜県動物愛護ネットワーク会議で構成されます。

# 犬を飼う際には、次のことを守ってください

## 1 犬の登録をしてください

「狂犬病予防法」により生後91日以上の子犬は登録し、その鑑札を犬につけておくことが義務づけられています。

登録は生涯1回です。登録をしないと罰金を課せられる場合があります。

犬が死亡した場合は「死亡届」が、飼い主の氏名、住所等に変更があった場合は「犬の登録事項変更届」が必要です。詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

## 2 狂犬病の予防注射を年1回受けてください

予防注射後には狂犬病予防注射済票の交付を受け、それを犬につけておくことが義務づけられています。※狂犬病は過去の病気ではありません。世界では狂犬病により毎年3~5万人が死亡しています。狂犬病予防注射を受けさせることが、万が一狂犬病が日本に侵入した際、犬に流行することを未然に防ぐこととなります。

## 3 犬の習性等を正しく理解して、最後まで適正に責任をもって飼ってください

犬の大きさに応じて餌及び水を与え、運動をさせましょう。

犬の健康と安全に気を配り、その命を終えるまで責任をもって飼ってください。

他の人に迷惑や危害を及ぼさないよう適切なしつけや訓練をしましょう。



# ペットも災害に備えましょう

## ◆健康管理としつけをしましょう

突然の災害は人にも犬にも大きなストレスがかかります。普段から犬の健康状態に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫の駆除をしっかり行いましょう。

避難所で迷惑にならないように、むやみに吠えない、キャリーバッグやケージに慣らしておく、他人に友好的に接することができるなどのしつけを普段からしておきましょう。これは、周りの人のためでも同時に、犬のストレスを少なくすることにつながります。

## ◆迷子札とマイクロチップを装着しましょう

突然の災害では犬と離れ離れになるかもしれません。犬が迷子になりどこかで保護されたとき、すぐに飼い主がわかるように、普段から身元を示すものをつけましょう。

義務づけられている鑑札と狂犬病予防注射済票の他、外から見えて誰でもすぐわかる迷子札をつけるとともに、半永久的な身元証明としてマイクロチップを入れるといった、二重の対策をとりましょう。



- 「待て」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけ
- ケージの中に入ることを嫌がらない
- 不必要に吠えない
- 人を怖がったり攻撃的にならない
- 決められた場所での排泄
- 狂犬病予防注射と各種ワクチンの接種
- 犬フィラリア症など寄生虫の予防、駆除

## ◆犬のために持ち出すものリスト

### 優先順位1 命や健康にかかわるもの 持ち出しやすい所に置いておきましょう

- 療法食、薬
- 5日分以上のフード、水
- 予備の首輪、リード(伸びないもの)
- 食器
- ガムテープ(補修など多用途に使用可能)

### 優先順位2 飼い主と犬の情報 情報を記録しておきましょう

- 飼い主の連絡先
- 犬の写真
- ワクチン接種状況
- 既往症・健康状態
- かかりつけの病院
- など

### 優先順位3 ペット用品 わかりやすい所にまとめておきましょう

- ペットシート
- 排泄物の処理用具
- タオル
- ブラシ
- おもちゃ
- トイレ用品
- など

※避難所の場所、避難所までの経路、避難所での注意事項は、事前に確認しておきましょう。